

国 不 建 第 4 3 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて

令和 7 年 7 月 1 日以降の資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので通知する。

記

1. 経営事項審査の事務取扱いにおける「資本性借入金」は、以下の要件を全て満たすものに限ることとする。ただし、残存期間が 5 年未満となった「資本性借入金」は、1 年ごとに 20% ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる取扱いとする。
 - (1) 償還期間が 5 年超
 - (2) 期限一括償還
 - (3) 配当可能利益に応じた金利設定
 - 業績連動型が原則
 - 債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
 - (4) 法的破綻時の劣後性の確保
 - (又は少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること)
 - (5) 貸出主が金融機関（政府系含む）であること又は別紙記載の制度による借入であること
2. 1. の「資本性借入金」の額は、経営状況分析の申請に当たって、平成 20 年国土交通省告示第 85 号「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（以下「告示」という。）第一の二の 2 に規定する「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」に含まれる負債合計額から控除するとともに、告示第一の二の 5 及び 6 に規定する「基準決算における自己資本の額」に加算することができる。

この場合、当該経営状況分析の結果を受けた経営規模等評価の申請に当たっては、



当該資本性借入金の額は告示第一の一の２における「審査基準日（経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額」又は「基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額」に加算することとする。

３．２．により控除及び加算することができる金額は、別添様式によって、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。) 第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イ、同号ロ（登録経理試験の一级試験に合格した者に限る。）、同号ハ（登録経理講習の一级講習を受講した者に限る。）又は同号ニ（令和 2 年国土交通省告示第 1060 号「建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示」第 5 号に該当する者に限る。）に掲げる者が証明したものに限ることとする。

４．経営状況分析の申請者が 2. の取扱いを求める場合においては、経営状況分析申請書（規則別記様式第 25 号の 11）の余白に、「資本性借入金 ○○○円」と記載するとともに、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（規則別記様式第 25 号の 14）における項番 17. 自己資本額には資本性借入金の金額を含めた形で記載して申請を行うこととする。

経営状況分析の申請に際しては、別添様式の写し及び当該借入に係る契約書の写しを提出することとする。なお、３．において、規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号ロ又はハに掲げる者が控除及び加算することができる金額を証明している場合は、規則別記様式第 25 号の 9 による登録経理試験の合格証の写し又は別記様式第 25 号の 10 による登録経理講習の修了証の写しを合わせて提出することとする。

また、経営規模等評価の申請に際しては、経営状況分析の申請時に提出した別添様式の写しを提出することとする。

５．本取扱いの対象は、審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日以降かつ、令和 7 年 7 月 1 日以降に経営状況分析の申請を行う者（規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する書類を提出する者に限る。）とする。

以上

様式：「資本性借入金」該当証明書(WORD版)

〈別紙〉

「資本金性借入金」とみなして取り扱うことが可能なものと考えられる
関係省庁等の制度

制度名
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (日本政策金融公庫)
中小企業活性化協議会版「資本金的借入金」
中小企業活性化協議会版「資本金的借入金」 (新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)
産業復興機構による既往債権の買取制度
危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン (日本政策投資銀行・商工中金)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
農林漁業経営資本強化資金

〈様式〉

「資本性借入金」該当証明書

令和 年 月 日

所有資格
商号又は名称
氏名

〇〇株式会社において、令和 年 月 日時点の借入残高のうち、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	
	期限一括償還* ¹	
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。

*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		
借入金額		
借入期間		年 月 日～ 年 月 日
当期決算日における残存年数		年以上 年未満
自己資本と扱う額* ⁴	当期決算日 (年 月 日)	
	前期決算日 (年 月 日)	

*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

〈様式〉

【記入例】「資本性借入金」該当証明書

令和 7 年 8 月 1 日

所有資格 建設業経理士 1 級
商号又は名称 ●●株式会社
氏名 国土 太郎

△△株式会社において、令和 7 年 3 月 31 日時点の借入残高のうち、50,000,000 円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が 5 年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。
*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること。
*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		××銀行
借入金額		50,000,000 円
借入期間		2015 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
当期決算日における残存年数		2 年以上 3 年未満
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (2025 年 3 月 31 日)	20,000,000 円
	前期決算日 (2024 年 3 月 31 日)	30,000,000 円

*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

【概要】資本金借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて 国土交通省

令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象
(審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算での申請者に限る。)

①資本金借入金の要件

・貸出主が金融機関（政府系含む）又は『産業復興機構による既往債権の買取制度』等の制度の借入

〔償還条件〕

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還

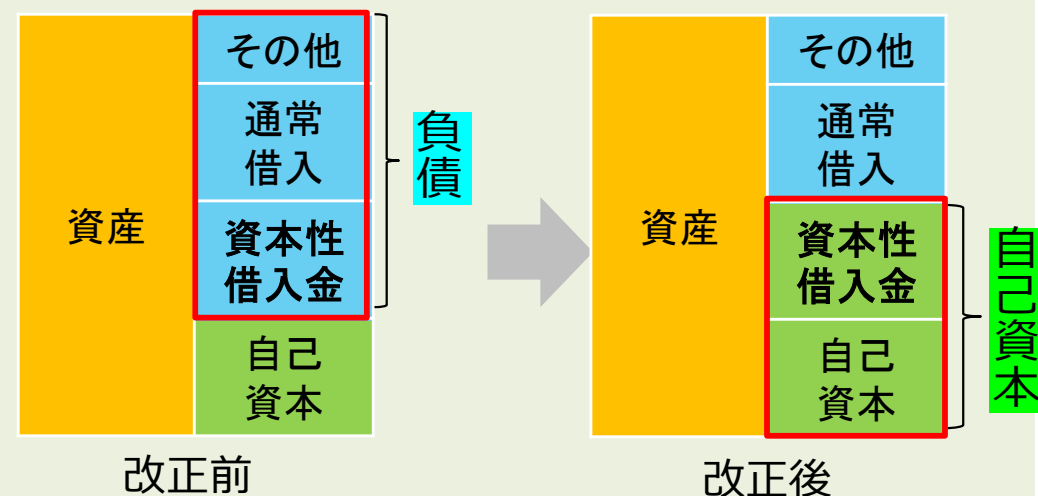
〔金利設定〕

- ・配当可能利益に応じた金利設定(※1)

〔劣後性〕

- ・法的破綻時の劣後性が確保されていること又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること

②資本金借入金の取扱い方法



※残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ自己資本とみなす部分を逡減させる

※1「業績連動型が原則」「債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること」

③以下の審査項目において、資本金借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に加算する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X₂₁自己資本（自己資本に加算）

④申請方法（1. 事前準備 2. 登録経営状況分析機関への提出 3. 審査行政庁への提出）

1. 公認会計士等(※2)から指定様式において資本金借入金に該当する借入金であること等の証明をうける。
2. 経営状況分析申請において、余白に資本金借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。
3. 経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本金借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に申請。

※2 建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イ、ロ（登録経理試験の1級試験に合格した者に限る。）、ハ（登録経理講習の1級講習を受講した者に限る。）及びニ（令和2年国土交通省告示第1060号第5号に該当する者に限る。）に掲げる者（公認会計士・税理士・建設業経理士1級）